

『生涯発達心理学研究』投稿規程

第1条 生涯発達心理学研究の発行は年1回とする。

第2条（投稿資格） 第一著者として投稿する資格のある者は、白百合女子大学生涯発達研究教育センター所員、同研究員、白百合女子大学大学院生、同大学院修了者、および同学部卒業生である。

第3条（投稿の宛先と部数） 投稿者は、郵送の場合は、投稿原稿のコピーを2部、生涯発達研究教育センターに郵送する。電子メールでの提出の場合は、原稿を添付ファイルにして、同センターに電子メールで送付する。同センターの住所、Eメールアドレスは執筆要領の最後に記されている。

その際、一緒に、「学術リポジトリ内容記述記載データシート」も必要事項を記入して添付する。

第4条（査読） 投稿された原稿を生涯発達研究教育センターの所員が査読し、投稿者にコメントを返す。投稿者はそれに応答し、必要な修正をする。それを再び査読者が読み、採択の可否を判断する。

第5条（人権への配慮） 投稿者は投稿論文の内容および研究手続き全般において、人権の尊重と人間・動物の福祉に十分注意する。

第6条（未公刊の定義と関連論文の提出） 審査の対象となる投稿論文は未公刊のものに限る。

- 2 学術および一般雑誌、大学や研究機関等の紀要、学術および一般図書に掲載された論文は公刊された論文となり、同一論文または同等の論文を生涯発達心理学研究に投稿できない。
- 3 既公刊、印刷中あるいは審査中の論文と同一のデータにもとづくものであっても、データの追加や再分析を行い、かつ新たに本文・図表を執筆、作成し、実質的に元となる論文を発展させるものは公刊されたものとは別の論文と判断され、審査

の対象になる。

- 4 投稿論文と内容的に関係の深い同一著者による公刊また公刊予定の論文がある場合には、その論文の書誌事項（著者名、タイトル、公刊また公刊予定の雑誌名、公刊年など）を記した書類とその論文のコピーを1部、投稿論文とともに送付する。

第7条（二重投稿の禁止） 投稿から審査結果が通知されるまでの期間を投稿期間とし、この期間に同一論文または同等の論文を他の雑誌に重ねて投稿することは、二重投稿として禁止する。

- 2 二重投稿が確定した時には、生涯発達心理学研究に掲載された論文の場合には論文削除の手続きがとられ、審査中の論文の場合には審査を即時に中止する。事実関係の調査の後、生涯発達心理学研究において著者名を含めて事実関係を公表すると同時に、重ねて投稿された、またされている他雑誌の発行機関に事実関係を報告する。

第8条（電子化・公開と著作権） 本誌に掲載された著作物の著作権は著者に帰属する。当該著作物は、クリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改訂禁止 4.0 国際 (CC BY-NC-ND 4.0) ライセンスおよびその後継版のもと、白百合女子大学学術情報リポジトリで公開する。なお、著者がその他のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの選択を希望する場合は、その旨を「学術リポジトリ『内容記述』記載データシート」に記載すること。

- 2 執筆者が前頁の許諾に同意しない場合は、その旨を「学術リポジトリ『内容記述』記載データシート」に記載すること。その意思表明のない場合は同意したものと見なす。

付則 この規程は、2020年（令和2年）4月1日より施行する。